

農福連携の推進について



令和元年11月19日

北陸農政局

目次

■ 1. 農福連携の取組方針と目指す方向	1
■ 2. 農業経営上の課題	2
■ 3. 農福連携の取組の形態	4
■ 4. 国の基本政策における農福連携の位置付け	8
■ 5. 農林水産省における農福連携の取組	11
■ 6. 北陸農政局管内における農福連携の取組事例（7地区）	17

1. 農福連携の取組方針と目指す方向

○ 農福連携とは、**障害者等の農業分野での活躍**を通じて、**自信や生きがい**を創出し、**社会参画を促す取組**であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、**双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組**である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※佐賀県と同程度の面積が荒廃農地となっている

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約940万人のうち雇用施策対象となるのは約360万人、うち雇用(就労)しているのは約80万人
- ・工賃の引き上げ 等

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等



【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。

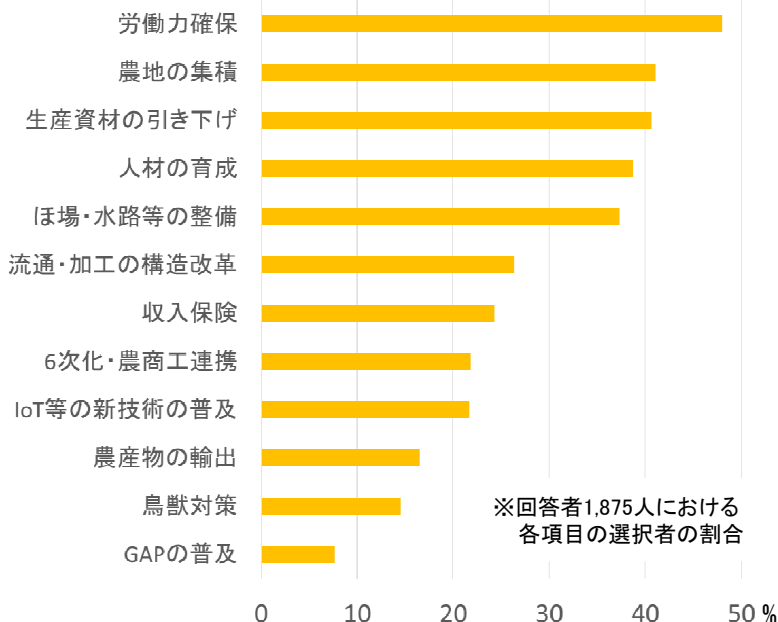


1

2. 農業経営上の課題

- **若手農業者に最も関心の高い農業施策**は「**労働力確保**」であり、規模拡大に向けて重要な「**農地の集積**」、経営コスト削減に向けて重要な「**生産資材の引き下げ**」を上回る。
- また、**新規就農者の農業経営面での課題の変化**について、「**労働力不足**」が**相対的に大きな課題**となってきた。

若手農業者の関心の高い農業施策



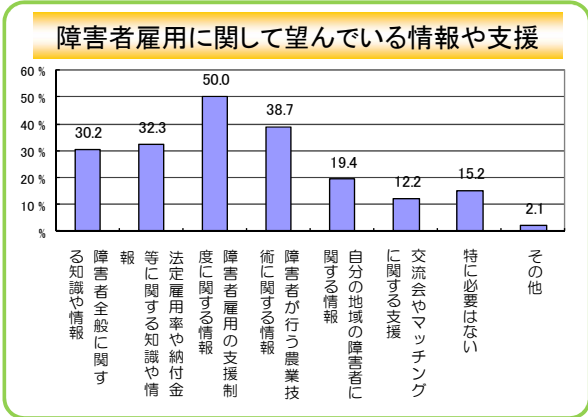
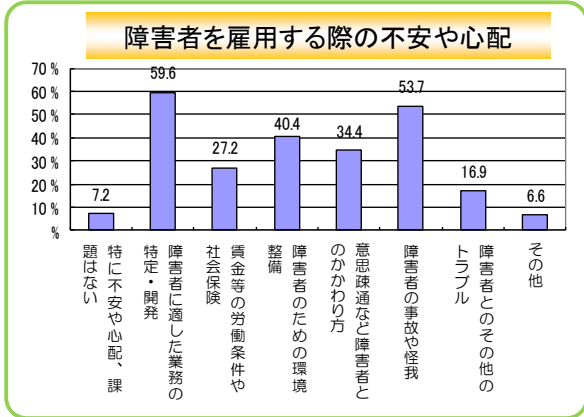
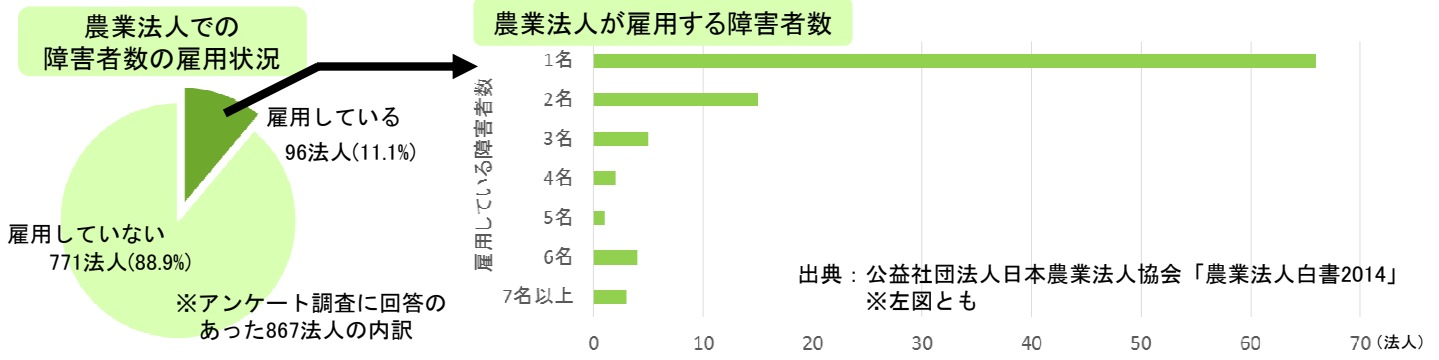
新規就農者の農業経営面での課題の変化

	2013年	2016年 (増減)
所得が少ない	59.6%	55.9% (▲3.7%)
技術の習得	47.6%	45.6% (▲2.0%)
施設整備資金の不足	34.5%	32.8% (▲1.7%)
労働力不足	22.9%	29.6% (+8.7%)
運転資金の不足	26.7%	24.3% (▲2.4%)

出典：全国農業会議所「新規就農者の実態に関する調査結果」(平成28年)

農業法人における障害者雇用の課題

- **農業法人**(法的雇用義務のない法人を含む)で**障害者を雇用する法人は、全体の11.1%**であり、また、**多くの農業法人において障害者の雇用人数は1名**である。
- 障害者雇用に関して、「**障害者に適した業務の特定や開発**」、「**障害者の事故や怪我**」に関する**不安が高い**。



3. 農福連携の取組の形態

- 農福連携の取り組みの形態(障害者が農業に携わる形)には、「**農業者による障害者の雇用**」以外にも、**いくつかの形があります**。

① 農 ⇒ 福 農業者が障害者を雇用

利点：特別支援学校の職場実習、福祉事業所の農業体験等の受け入れを契機に雇用に結び付く事例あり。障がい者がスタッフに加わることで、職場の雰囲気良好になる、組織力が上がるなどのメリットももたれている。

課題：1年を通じて仕事を切り出す必要があり、また、福祉的支援も必要。



② 福 ⇒ 農 就労支援事業所が農業に参入

利点：仕事の熱心さ、生産物の品質の良さが認められ、地元の理解が進み、農地が集積するなど、地域農業を支える担い手として成長する事例も多い。

課題：農地の確保、農業の技術習得が不可欠。

③ 農 ⇄ 福 福祉事業所による農作業請負(施設外就労)

農から見た利点：作業量に応じて依頼可能(1年中切り出す必要はない)福祉事業所の支援員が同行し、障害者への指導は支援員が担う。

福から見た利点：農地がなくても、農業に関わることが可能。農業者から福祉事業所の支援員に技術(作業方法)を指導。

課題：第三者等によるマッチングが必要



様々な形で取組が広がる農福連携

- 農福連携は、**農業経営体による障害者の雇用**、**障害者就労施設による農業参入**や作業受託など、近年、様々な形で取組が見られている。
- 自らの経営の中で、生産行程や作業体系の見直しを行い、生産の拡大など**農業経営の発展**につながっている事例も。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

- 毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員100名中、障害者は25名(H31.4)。
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上増加(6.2倍に拡大(H9→H30))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

J Aが核となるマッチング J A松本ハイランド (長野県)

- 障害者就労施設による農作業請負のマッチングを、J Aが核となって実施。
- 農家33戸が受け入れ、障害者就労施設8事業所の延べ1,041人が332回の農作業に従事(H30年度)。



作業内容の説明

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

- 地域における障害者活躍の場として設立。障害者20名(H31.1)が、野菜生産や一次加工を実施。
- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準(H29)。



野菜の加工処理



地域食材をレストランで提供

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド(株) (大阪府)

- コクヨ(株)が子会社で障害者7名を雇用し、葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めることで播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ約6千人の障害者を受け入れ。



サラダほうれん草を栽培

5

農福連携を契機とした農業経営の発展

- 農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業が必要(加工等を含む)。**障害者が取り組みやすいよう工夫**することで、**働き手としての可能性**が拡大。
- 自らの経営の中で、生産工程や作業体系等の見直しを行い、**生産の拡大**など**農業経営の発展**につながっている事例も。

障害者視点で農作業の体制を整備 (農業経営体における障害者雇用事例)



- 一連の作業工程を細分化し、それぞれの作業を標準化
- 誰もが作業を担えるような器具を開発
- 作業指示が伝わりやすいよう明確化したり、作業を難易度別に区分



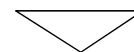
<生産工程の効率化を図り、コスト意識を持ちながら生産を拡大>

障害者雇用数に比例し売上が6倍に

障害者ごとの強みをいかした作業チームの編成 (障害者就労施設の農業参入事例)



- 障害者それぞれ「収穫適期の判断ができる」、「体力がある」、「コミュニケーションが得意」等の特徴
- 各人の強みを相互にいかせるチームを編成し、連携して作業
- 作業効率が向上し、障害者だけの作業も可能に



<障害者のそれぞれの強みが発揮されるよう作業を効率化>

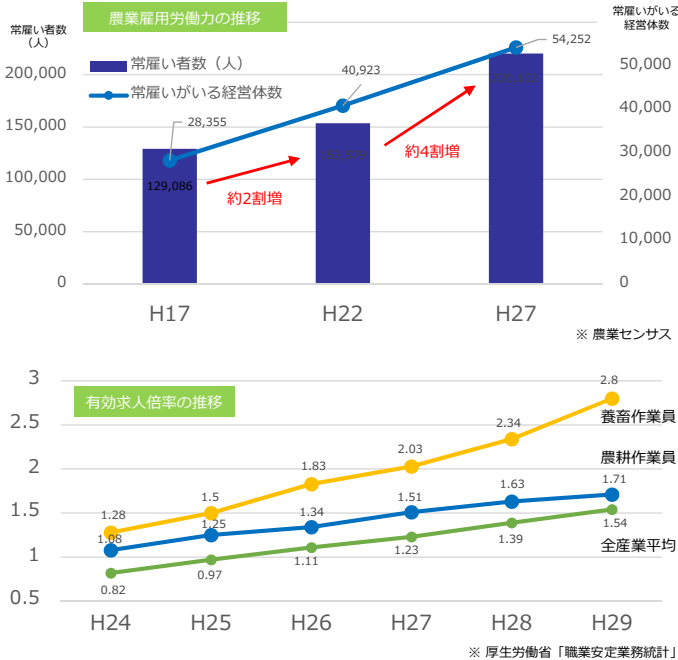
適材適所の配置等により売上が4割増加

6

農業分野における障害者の活躍への期待

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、障害者が農業分野での活躍を通じ、**自信や生きがいを持って**社会参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障害者の**就労や生きがい等の場の創出**となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、**新たな働き手の確保**につながるもの。

農業現場で高まる雇用労働力ニーズ



実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

農業経営体への効果

農福連携に取り組む農業経営体の、

- **76%**が「障害者を受け入れて**貴重な人材**となった」と認識 (n = 109)
- **57%**が「労働力確保で**営業等の時間が増加**」と認識
- **78%**が5年前と比較して**年間売上が増加** (n = 120)

障害者にとっての影響

農福連携に取り組む障害者就労施設の、

- **79%**が「**利用者が体力がついて長い時間働けるようになった**」、**62%**が「**利用者の表情が明るくなった**」と回答 (n = 573,606)
- **74%**が過去5年間の**賃金・工賃が増加** (n = 606)

※ 農林水産省調査（平成31年3月）による

4. 国の基本政策における農福連携の位置付け

- 最近では、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)、「成長戦略フォローアップ」において農福連携の推進が引き続き位置付けられるとともに、同じく、令和元年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」においても、**農福連携の全国的な推進**が位置付けられている。

【経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)(平成30年6月15日閣議決定)】

7. 安全で安心な暮らしの実現 (4)暮らしの安全 ③ 共助社会・共生社会づくり

障害者の地域生活への移行や**農福連携**※を含めた**就労・社会参加を促進**するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。※高齢者、障害者、生活困窮者等の農業分野における**就農・就労**。

【経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)(令和元年6月21日閣議決定)】

3. 地方創生の推進 (2)地域産業の活性化 ②農林水産業の活性化

農福連携を推進し、障害者等の就農・就労を促進する。

【成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)】

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速 ①生産現場の強化 ア)人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。

【まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)】

V. 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(2)新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築

◎**農福連携の全国的な推進**

・農福連携の取組拡大のため、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備の充実、農林水産研修所や農業大学校等を活用した農業版ジョブコーチなどの専門人材の育成、農業・福祉双方のニーズのマッチングを支援するシステムの構築等を進める。

・「**農福連携等推進会議**」の取りまとめに基づき、関係省庁の連携を強化し、総合的な政策パッケージで農福連携等の取組への支援を行っていく。8

【農福連携等推進会議（平成31年4月11日設置）】

- 農福連携が持続的に実施されるには、**農業経営が経済活動**として発展していくことが重要。
- 農福連携を**全国的に広く展開し、裾野を広げていく**には「**知られていない**」「**踏み出しにくい**」「**広がっていない**」といった課題に対し、**官民挙げて取組を推進**していくため、農福連携等推進会議において、**農福連携等推進ビジョン**を策定。

現場等における課題

知らない

- 農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが十分浸透していない。

踏み出せない

- 農業サイドと福祉サイドの双方ともお互いに理解を深める必要。
- 農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成に手間や費用がかかるのではないかと（コストへの対応）。

広がらない

- 農福連携の取組を全国的に広く展開していく必要性。
- 経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えていない。

＜農福連携等推進ビジョンの構成＞

1 認知度の向上

- ・ 定量的データの解析によるメリットの客観的な提示
- ・ 農福連携で生産された商品の消費者向けPR活動
- ・ 東京オリパラに合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

- ・ ワンストップで相談できる窓口体制の整備
- ・ ニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築
- ・ 働きやすい環境整備と専門人材育成
- ・ 農福連携の特色を生かした6次産業化等、経営発展をめざす取組の推進

3 取組の輪の拡大

- ・ コンソーシアムの設置等、国民運動を展開するための基盤の形成
- ・ 関係団体等での横展開の推進



関係省庁から構成される農福連携等推進会議

9

農福連携等推進ビジョン（概要）

令和元年6月4日「第2回農福連携等推進会議」決定

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、**障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがい**を創出し、**社会参画を実現する取組**。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、**障害者の生活の質の向上**が期待

農福連携は、**様々な目的の下で取組が展開**されており、これらが**多様な効果を発揮**されることが求められる

持続的に実施されるには、**農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展**していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を**全国的に広く展開し、裾野を広げていく**には「**知られていない**」「**踏み出しにくい**」「**広がっていない**」といった課題に対し、**官民挙げて取組を推進**していく必要

また、**ユニバーサルな取組**として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、**地域共生社会の実現**を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- ・ 定量的なデータを収集・解析し、農福連携の**メリットを客観的に提示**
- ・ 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を**分かりやすく情報発信**
- ・ **農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動**
- ・ 農福連携マルシェなど**東京オリンピック・パラリンピック**等に合わせた**戦略的プロモーション**の実施

2 取組の促進

- 農福連携に取り組む**機会の拡大**
 - ・ **ワンストップで相談できる窓口体制の整備** ・ **スタートアップマニュアル**の作成
 - ・ 試験的に農作業委託等を短期間行う「**お試しノック**」の仕組みの構築
 - ・ **特別支援学校**における農業実習の充実
 - ・ 農業分野における**公的職業訓練**の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・ 農業経営体と障害者就労施設等の**ニーズをマッチングする仕組み**等の構築
- ・ **コーディネーター**の育成・普及
- ・ **ハローワーク**等関係者における連携強化を通じた、**農業分野での障害者雇用の推進**

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・ 農業法人等への**障害者の就職・研修等の推進**と、障害者を新たに雇用して行う**実践的な研修の推進**
- ・ 障害者の**作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等**の活用
- ・ 全国共通の枠組みとして**農業版ジョブコーチの仕組み**の構築
- ・ 農林水産研修所等による**農業版ジョブコーチ等の育成**の推進
- ・ 農業大学校や農業高校等において**農福連携を学ぶ取組**の推進
- ・ 障害者就労施設等における**工賃・賃金向上の支援の強化**

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・ **農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組**の推進
- ・ 農福連携の特色を生かした**6次産業化の推進** ・ 障害者就労施設等への**経営指導**
- ・ 農福連携での**GAPの実施**の推進

3 取組の輪の拡大

- ・ 各界関係者が参加する**コンソーシアムの設置**、優良事例の表彰・横展開
- ・ **障害者優先調達推進法の推進**とともに、**関係団体等による農福連携の横展開等**の推進への期待

III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、**地域共生社会の実現**へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け**障害者就労の付随事業**の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の**就労・社会参画の機会**の確保や、**犯罪や非行をした者の立ち直り**に向けた取組の推進

10

■ 5. 農林水産省における農福連携の取組

- 平成27年度より都市地域での**福祉農園の開設等の支援**を行ってきたところであり、平成29年度より農山漁村振興交付金(農福連携対策)として、事業実施地域を市街化区域、市街化調整区域外にも**拡大し、支援**を行っている。
- また、農林水産省と厚生労働省では、平成27年度に両省共催による**農福連携マルシェの開催**や平成27年度からは農福連携の普及啓発、情報発信を目的とした、**農福連携推進フォーラムを開催**している。

農林水産省における農福連携の支援制度

◆都市農業機能発揮対策事業 (平成27年度～28年度)

- 事業実施地域：市街化区域、市街化調整区域
- 主な事業内容：
 - ・福祉農園等の整備への支援
 - ・農作業、加工作業等の研修への支援

◆農山漁村振興交付金(農福連携対策) (平成29年度～)

- 事業実施地域：市街化区域、市街化調整区域外にも拡大
- 主な事業内容：
 - ・福祉農園等の整備への支援
 - ・農作業、加工作業等の研修、サポーター育成等への支援

厚生労働省と連携した主な取組

◆農福連携マルシェを開催 (平成27年度)

農林水産省、厚生労働省の共催により、農福連携マルシェを開催。
現在、マルシェは全国40道府県が独自に開催し、ノウフク商品(障害者が生産や加工に携わった農産物・農産加工品)の魅力を発信する場として定着。

◆農福連携推進フォーラムを開催 (平成27年度～)


農林水産省、厚生労働省の共催により、農福連携の現状や取組事例の報告等による**農福連携の普及啓発、情報発信を目的としたフォーラムを継続して開催**。

11

農山漁村振興交付金(農福連携対策)

http://www.maff.go.jp/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

○農福連携は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組であり、農福連携の推進により、農業の振興と農村の維持・発展、障害者の自立を図り、障害者と健常者のお互いが尊重し合う持続可能な共生社会をめざしている。

	<p>社会福祉法人等が福祉農園を整備するための支援 ※下線部は平成31年度拡充内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業実施主体：社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等 ○支援対象：障害者、生活困窮者、高齢者(要介護認定者) 	<p>農業経営体が障害者等を受け入れるための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業実施主体：地域協議会 ○支援対象：障害者、生活困窮者
農福連携整備事業 (ハード対策)	<p>○福祉農園(休憩所、農機具庫、給水施設等の附帯施設含む)の新設、補修又は改修、加工・販売施設の整備を支援。</p> <p>○事業期間：1年間 ○交付率：1/2</p> <p>○助成額上限額 ①簡易整備型：200万円 ②高度営農型：500万円 ③6次産業導入型：1,000万円 ④介護・機能維持型：400万円</p>	<p>○農業経営体が自社農園で障害者や生活困窮者を受け入れる際に必要となる施設(休憩所、トイレ等)の整備を支援。</p> <p>○事業期間：1年間 ○交付率：1/2(助成額上限50万円)</p>
	  	 
農福連携支援事業 (ソフト対策)	<p>○福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修、分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成等を支援(新たに水福・林福連携の取組を支援)。</p> <p>○事業期間：2年間 ○交付率：定額(助成額上限150万円)</p>	<p>○就農等を希望する障害者や生活困窮者を農業経営体が受入れて研修を行う取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組を支援。</p> <p>○事業実施期間：2年間</p> <p>○交付率：定額(助成上限額：200万円)</p>
	  	 
農福連携人材育成 支援事業	<p>1.農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材(農業版ジョブコーチ)の育成及び派遣を行う取組を支援。 <p>2.施設外就労コーディネーター育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支援する人材(施設外就労コーディネーター)の育成を行う取組を支援。 <p>○事業実施主体：社会福祉法人、民間企業等 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額(1、2とも助成上限額は400万円)</p>	
普及啓発等推進 対策事業	<p>○農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組及び農福連携の推進に係る調査・研究を支援。</p> <p>○事業実施主体：民間企業等 ○事業期間：1年間 ○交付率：定額</p>	

12

農山漁村振興交付金（農福連携対策） 北陸管内 実施状況一覧（14地区）

採択年度	県名	市町村名	事業実施主体名
平成29年度	新潟県	長岡市	特定非営利活動法人 U N E
	新潟県	佐渡市	特定非営利活動法人 立野福祉会
	富山県	富山市	社会福祉法人 フォーレスト八尾会
	石川県	津幡町	株式会社 愛昂
	福井県	小浜市	株式会社 ふらむはあとリハビリねっと
	富山県	富山市	特定非営利活動法人 愛和報恩会
平成30年度	新潟県	上越市	一般社団法人 土の香工房
	石川県	中能登町	社会福祉法人 つばさの会
	石川県	金沢市	特定非営利活動法人 施無畏
	福井県	福井市	特定非営利活動法人 ころろ
令和 元年度	新潟県	長岡市	北苜頃・一之貝・軽井沢集落連携促進協議会
	新潟県	上越市	社会福祉法人 上越市のつくしの里医療福祉協会
	石川県	津幡町	株式会社 ポタジエ
	福井県	あわら市	特定非営利活動法人 ピアファーム

13

新潟県拠点における農福連携の取組

農福連携については、関係者間の相互理解の促進が重要であることから、県内の関係行政機関や農業者、福祉事業所等による連携した取組として「**新潟県農福連携セミナー**（7月開催：新潟県と新潟県拠点が共催）」の実施や、新潟県拠点が主導する形で「**新潟県農福連携推進連絡会議**（9月6日）」等を立ち上げ、積極的に推進している。

更に、12月5日には、新潟市において「**農福連携推進シンポジウム**」を開催予定。

「新潟県農福連携セミナー」では、県内3か所で農業者、福祉事業所、行政関係者延べ約180名の参加があり、そのうち、農業者は40名、福祉事業所は41名であった。この中で、参加者による意見交換を通じ、認識の共有や関係機関の連携が促進されつつある。

＜参考＞新潟県農福連携推進連絡会議の体制図（関係行政機関、農業団体、教育関係者等で構成。）

＜新潟県農福連携セミナーでの農作業の見学＞

①現地視察（7/3）

株式会社
欧州ぶどう栽培研究所



ぶどう畑での作業を視察
（新潟会場）

②現地視察（7/24）

八米
（HACHIBEI）



ひまわりの種を手で選別
（阿賀野会場）

③現地視察（7/31）

有限会社
ホープイン中沢



苗箱洗浄機での苗箱洗い
（長岡会場）

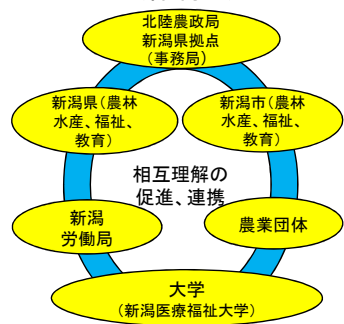


室内検討の様子



活発な意見交換

新潟県農福連携推進連絡会議 （体制図）



＜推進＞

農業者、福祉事業所、市町村等



連絡会議の様子

14

現状

- 農業分野での障害者の就労を支援し、農業の担い手不足・農地荒廃、障害者の就労先不足・工賃の低さなど農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携(ノウフク)」の取組が推進。
- 国際連合では、SDGsの目標の一つとして、全ての人に対して働きがいのある人間らしい仕事を推進することを設定。SDGsに注目が集まる中、東京オリンピック・パラリンピックの食料調達基準でも「障害者が主体的に携わって生産された食品」の使用が推奨。
- 一方、「農福連携(ノウフク)」の取組が農業者や消費者に広く認知されていない状況。

規格の概要

- 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品について、その生産方法及び表示の基準を規定。

効果

- JASにおける第三者認証制度により、障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を望む購買層に対する訴求力が増大。
- このことにより、障害者が生産行程に携わった食品のJASが「農福連携(ノウフク)」の普及を後押しし、農業・福祉双方の諸課題解決ツールとして期待。

障害者が生産行程に携わった食品のJASの概要 (表示)

ノウフク生鮮食品

- 次の事項を、ノウフク生鮮食品、包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示すること。

- (1) “ノウフク”という用語
- (2) ノウフクの説明



※作業記録を特定するために識別番号



ノウフク加工食品

- 次の事項を、包装・容器に表示すること。

- (1) “ノウフク”という用語
- (2) ノウフクの説明
- (3) ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨
- (4) 原材料にノウフク生鮮食品と同一種類のものを使用した場合は、ノウフク生鮮食品の重量割合を表示すること。



■ 6. 北陸農政局管内における農福連携の取組事例

01 新潟県新潟市(農業者)
特例農業法人株式会社たくみファーム

02 新潟県上越市(福祉事業所)
一般社団法人土の香工房

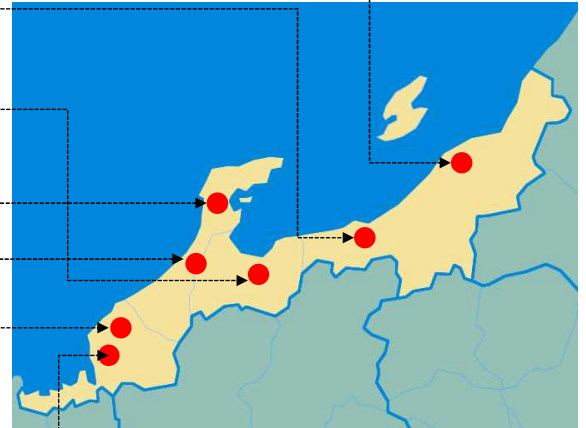
03 富山県富山市(福祉事業所)
社会福祉法人フォーレスト八尾会

04 石川県中能登町(福祉事業所)
社会福祉法人つばさの会

05 石川県津幡町(福祉事業所)
株式会社愛昂(あいすまる)

06 福井県あわら市(農業者)
特定非営利活動法人ピアファーム

07 福井県福井市(農業者)
特定非営利活動法人ころ



17

01

G-GAPを取得し、オリパラへの食材提供を目指す！



〔特例農業法人 株式会社たくみファーム〕(新潟県新潟市)

WEBサイト：<http://www.takumi-farm.jp/> 視察受入れ：可 報道機関受入れ：可

- 株式会社たくみファームは、平成27年8月、国家戦略特区に指定された新潟市内において、地元の農事組合法人と障害福祉サービス事業所の運営企業が、共同で設立した農業法人。
- 平成28年度から、発達障害を持つ1名を正社員として雇用。また、市内の障害福祉サービス事業所3箇所から、約20名の障害者を施設外就労として受け入れ、野菜と果樹の栽培を行う。
- ハウス内の温度、二酸化炭素の濃度、かん水の制御等、特に注意が必要となるハウス観光維持作業は、農園の管理者等が、情報通信技術(ICT)を活用し、スマートフォンで行うことを可能にしている。
- 平成28年度にG-GAP認証を取得。2020年東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を目指す。

取組の内容

- ◆ 市内の農家から、約807-ルルの耕作放棄地を借り受け、平成27年度に自己資金と一部ファンドを活用し、ハウス6棟とイチジク畑を整備。現在は、1357-ルル。
- ◆ 親会社を通じて雇用した障害者1名は、摘果・管理作業を行うほか、施設外就労で受け入れる障害者は、収穫・除草を実施。
- ◆ 特に注意が必要となるハウス環境維持作業は、農園の管理者等がICTを活用して省力的に実施。また、障害者に分かりやすいよう、視覚的な看板で注意喚起。
- ◆ 高品質な少量生産にこだわり、市内のスーパーマーケットと通信販売による限定販売を実施。

取組の効果

- ◆ 高品質野菜にこだわり、平成28年度「野菜ソムリエサミット」では、ミニトマトが金賞を受賞。
- ◆ 障害者に配慮した生産工程を構築したことが、平成28年度、ミニトマト、ニンジン及びイチジクでG-GAP認証の取得にもつながる。ブランド化を図りつつ、2020年東京オリ・パラへの食材供給を目指す。平成29年度には、ロシアのオリンピック選手等にミニトマトを進呈するなど、高品質を国際的にPR。
- ◆ 平成30年度における売上は、5,200万円を達成する。売上増加に伴い、施設外就労に来る障害者数は、約20名まで増加。障害者の就労の場の拡大を実現。

ICTを活用したハウス



ハウス内の温度管理



視覚的な注意喚起



G-GAP認証を取得したミニトマト「天使の唇」



ロシアのオリンピック選手へミニトマトを進呈



18

市の振興作物「エダマメ」の生産・加工による障害者の雇用拡大

〔運営主体：一般社団法人土の香工房〕〔事業所：就労継続支援A型事業所「ソーシャルファームドリーと緑の風」〕（新潟県上越市）

WEBサイト：<https://www.cotocoto-garden.biz/>

視察受入れ：可（要相談） 報道機関受入れ：可（要相談）

- 新潟県上越市にある就労継続支援A型事業所「ソーシャルファームドリーと緑の風」は、平成27年度¹の取組開始以来、エダマメやハーブ、イチジク等の生産と、エダマメを用いた加工品の製造を通年で行っている。
- 県内では、数少ない就労継続支援A型事業所であり、精神障害者を中心とした約10名を安定的に雇用。
- 市の新たな振興作物であるエダマメに着目。平成30年度からは、加工所を整備してエダマメの一次加工も実施。一次加工品を地元企業へ提供することにより、安定的な収益を確保し、障害者の雇用拡大を図っている。

取組の内容

- ◆ 農地約50アールにおいて、エダマメとハーブ等を生産。障害者は、栽培管理や収穫、加工などの作業に従事。
- ◆ 新潟県上越市は、平成27年度から、地域ブランド「メイド・イン上越」を構築することで、農産品の販売を通じた地域活性化に取り組んでいる。その一環として、エダマメを原料とした菓子などの特産品開発を支援するために、令和2年度から、一次加工した枝豆きな粉を量産化し、市内の菓子業者等へ通年で安定供給をめざす。
- ◆ 平成30年度「農山漁村振興交付金」（農水省）を活用し、エダマメの加工所を新設。

取組の効果

- ◆ 加工所の新設に加え、市内農家からもエダマメを受け入れることで、現在の一次加工量は、220kg/月と多量で安定。
- ◆ 事業の安定化により、事業所の利用者数を20名まで倍増させる予定。障害者が働く場所の創出に貢献。
- ◆ きな粉にとどまらず、ソフトクリーム、せんべい、パン、豆腐、餅など、枝豆を活用した地域ブランドの開発を拡大予定。

エダマメの管理作業



エダマメ加工所の整備



加工作業の様子



枝豆きな粉
（風味が特長）



地域ブランドのPR



19

桑畑を再生、農産物の6次産業化で、目指せ 地域ブランド！

〔運営主体：社会福祉法人フォーレスト八尾会〕〔事業所：就労継続支援B型事業所「おわらの里」〕（富山県富山市）

WEBサイト：<http://www.cty8.com/forest/>

視察受入れ：可

報道機関受入れ：可

- 富山県富山市にある「おわらの里」は、社会福祉法人フォーレスト八尾会によって開設された就労継続支援B型事業所。現在は、知的障害・身体障害等を含む約40名の利用者が、主に桑の栽培と加工を行っている。
- 桑の葉は、障害者が1枚1枚を手摘みによって丁寧に収穫・洗浄・乾燥し、品質を維持。
- 平成24年度には、桑の葉を用いた加工品の製造設備を導入。桑茶やマルベリージャム、「桑の葉ソフトクリーム」などの加工品の量産化に成功し、工賃向上に取り組んでいる。

取組の効果

- ◆ 平成16年度から、耕作放棄地を障害者とともに開墾して、現在は約0.4ヘクタールで桑の栽培を実施。
- ◆ 障害者は、桑の葉と桑の実（マルベリー）の収穫と、洗浄、乾燥及び加工作業などを通年で実施。
- ◆ 平成18年度から、桑の葉を利用した茶、せんべい、ケーキ、ソフトクリーム及びペットボトル飲料など、多様な加工品を製造・販売している。
- ◆ 平成28年度には、町内農家から約0.4ヘクタールの農地を借り受け、水稲や野菜の栽培も開始。
- ◆ 平成29年度「農山漁村振興交付金」（農水省）を活用し、桑や野菜の出荷調整のための作業所を新設。

取組の内容

- ◆ 市内の八尾地域では、桑農家は消滅したが、事業所が桑栽培の引き受け手となることにより、桑という貴重な農産物を守ることに繋がっている。
- ◆ また、桑の葉と実を利用することにより、桑という地域資源を新たな形で維持することが出来ている。
- ◆ 作業所の新設により、作業効率が向上した結果、桑の葉（乾物）の生産量が年間50kgも増加した。
- ◆ 加工品の売上げは、平成29年度の約860万円から、平成30年度の950万円に増加した。また、売上げに伴い、利用者数を5名増やすことができた。

桑の葉の収穫



桑の葉の洗浄



桑の葉せんべいの加工作業



桑の葉ソフトクリーム



作業所の新設



20

耕作放棄地を再生！ 地域と連携した農業と6次産業化の展開

〔運営主体：社会福祉法人 つばさの会〕〔就労継続支援B型事業所 つばさ（石川県中能登町）〕

WEBサイト：<http://www.tubasanokai.jp/>

視察受入れ：可 報道機関受入れ：可（事前予約）

- 石川県中能登町にある就労継続支援B型事業所「つばさ」は、平成28年度から、耕作放棄地を活用し水稲、小麦などの生産を開始、パンやみそなどの製造と販売を行ってきた。農業従事の障がい者は約12名。
- 平成30年度より、新たに耕作放棄地（0.95ha）を借り受け、「つばさ農場」として再整備し、大豆、野菜（にんにく、カブ、スナックえんどう）などを無農薬で栽培する。地区内水稲農家への施設外就労を開始する。
- 中能登町が「どぶろく特区」の認証（平成26年度）を受けており、この活動を支援するため、伝統行事への参加なども行っている。自然米を利用した米麴、甘酒と、その酒粕を使用したパン、ソフトクリーム、大豆を利用した味噌の製造、黒にんにくの栽培等も行っている。

取組の内容

- ◆ 連携農家や地域とのむすびつきを重視する。
- ◆ 自社の農場面積の拡大と6次産業化の推進のため、障がい者スタッフの増員を行う。
- ◆ 近隣の道の駅に「とりのす」食堂を開設し、農場の農産物を食材として提供。
- ◆ 平成30年度「農山漁村振興交付金」（農水省）を活用し、加工所（大豆等の乾燥調製施設）を整備。加工品の製造・販売に取り組む。



自然米のはさがけ（天日干し）



苗運びの施設外就労

取組の効果

- ◆ 農産物の生産拡大と、6次産業化による加工品の全体の売上げが増加等。240万円のアップ。
- ◆ 農園整備による経営面積の増加と、障害者の作業の細分化に伴い、就労（6名→12名）が拡大。農場面積（1.35ha→2.30ha）が増加
- ◆ 就労においては、田植え時の苗運び等の作業受託で平均工賃を維持。乾燥調製の補助や、農産物や加工品の売上げの増加により工賃アップを目指す。

道の駅の食堂（カレーライス）



加工品（みそ）



加工所の整備（H31.3）



米などの乾燥、精米

水稲の無農薬栽培、加工、施設外就労で工賃向上を実現

〔運営主体：株式会社 愛昂〕〔事業所：多機能型事業所（就労継続支援A型・B型）米ライフ〕

WEBサイト：<https://aisumaru.co.jp/>

視察受入れ：可 報道機関受入れ：不可（石川県津幡町）

- 株式会社愛昂（あいすまる）は、平成25年度、要介護高齢者のデイサービス事業を行うことを目的として設立された会社である。平成28年度から、障害者の就労支援事業を開始し、現在に至る。
- 身体、精神、知的障害等を持つ利用者約20名が、生活の基本となる“農”と“食”をコンセプトとして、主として米農家に施設外就労を行っている。
- 近年、野菜用のパイプハウスを設置し、障害者の就労の場の拡大を図る。また、中山間地域において、山合いの水のみを利用した水稲の自然栽培に取り組むとともに、米粉製品や無添加メンマの製造を組み合わせることで、売上高の増加を実現している。

取組の内容

- ◆ 障害者の工賃アップのために、平成29年度から、近隣農家への施設外就労を開始。農家数件へ出向き、水稲の苗箱運び、ハウス内の耕起・整地、収穫作業等を実施。
- ◆ 水田作業を収穫と運搬等に細分化し、それぞれに、専従の障害者を割当てる。
- ◆ 平成29年度「農山漁村振興交付金」（農水省）を活用し、野菜用のパイプハウス2棟とメンマ等の保冷库を整備。



バリアフリーの作業所



加工作業の様子



無添加メンマ



取組の効果

- ◆ 施設外就労の拡大により、平成29年度から30年度にかけて、農家への就労者数が6人から15人に大幅増。町内農家の労働力不足の解消に貢献。
- ◆ 水田作業を割り当てられない障害者が出たことを生かし、平成28年度からは、近隣の山に自生するタケノコ収穫と、無添加メンマの製造も開始。
- ◆ 米、米粉ドーナツ・国産メンマ等の加工品を合わせた売上高は、約100万円/年に達する。平成30年度におけるA型利用者の平均工賃は、7.8万円/月と県内A型平均を約1万円も上回る。

米粉ドーナツ



自然栽培米の収穫



ブドウ・ナシ栽培を10年。福井県における農福連携の中核に

〔運営主体：特定非営利活動法人 ピアファーム〕〔事業所：就労継続支援B型事業所「ピアファーム」「産直市場ピアファーム」〕（福井県あわら市）
 WEBサイト：<http://peerfarm.jp/> 視察受入れ：可（有料、Webサイトの申込書にて予約） 報道機関受入れ：可

- 特定非営利活動法人ピアファームは、平成20年4月、福井県内の社会福祉法人から独立して、農作業と農産物直売に特化した事業を行うため、別途設立された法人。
- 知的障害者を中心とした利用者約40名が、2つの就労継続支援B型事業所において、日本ナシとブドウの生産、果実を用いた加工品の製造、農産物直売所とスーパーマーケットの運営などを通年で実施。
- ナシとブドウの品質に定評がある。また、毎年、農場には多数の来場者があり、観光地や体験農園としても有名。
- 農水省事業の採択を受けて、北陸で唯一、「施設外就労コーディネーター」の育成を実施。

取組の内容

- ◆ 平成20年度から、後継者のいないナシ農園の集約を行う。近年、事業所周辺の耕作放棄地も再生し、ブドウ及び野菜の栽培も実施。農場は約6.6ヘクタールとなる。
- ◆ 農産物・加工品として求められる品質を満たすことを最重視。県の農業部局と栽培技術を探求するとともに、産業部局とは市場調査を実施。
- ◆ 平成28年度から、梨ジュースの製造にも取り組み、毎年約1,000本～1,500本を販売するほか、ゼリーやジャムなどの加工も実施。
- ◆ 市内外の農家176戸が出荷する直売所を運営。
- ◆ 令和元年度「農山漁村振興交付金」（農水省）を活用し、施設外就労コーディネーターを育成。

日本ナシの収穫作業

高品質のマスカット
なんと、一房1万円！

梨ジュース



取組の効果

- ◆ 高品質を維持するために、手作業を多くすることで、結果として、多数の障害者の作業を創出するとともに、防除回数を激減させ、減農薬栽培を維持。
- ◆ 多数の人員がいるため、ブドウについては、24種もの多品目を栽培。年間80日以上の出荷が可能。
- ◆ 平成28年度には、梨ジュースとナシのセットが、県の優良観光土産品として推奨された。
- ◆ 平成25年度には、観光農園を開設。年間約3,500人が来園する。
- ◆ これらの活動の結果、平均事業収入は、年間1億5千万円程度を維持。平均工賃は、「ピアファーム」が約4万円/月、「産直市場ピアファーム」は約5万円/月と、県内のB型事業所の平均を上回る。
- ◆ 施設外就労コーディネーター10名を育成することで、農業者と障害福祉サービス事業所の契約仲介を進めるなど、県内における農福連携の中心的存在となっている。

産直市場ピアファーム

peer farm
福井県あわら市



23

2017大雪でハウスが倒壊後に営農再開。高品質の農産物の生産へ

〔運営主体：特定非営利活動法人こころ〕〔事業所：就労継続支援A型事業所「C&Cサービス」〕（福井県福井市）
 WEBサイト：<https://twitter.com/cocorofarm5560> 視察受入れ：不可 報道機関受入れ：不可

- 福井県福井市にある「C&Cサービス」は、関連病院の統合失調症やうつ病患者が職業復帰することを目的として、平成25年に、特定非営利活動法人こころが設立された就労継続支援A型事業所。現在は、精神障害者約10名が、農園「こころファーム」において、野菜の減農薬又は有機栽培を通年で行う。
- 減農薬又は有機栽培を行うことで、ブランド野菜の生産に取り組む。
- 平成29年10月の台風と、平成30年1～2月の大雪で被災し、ハウスが倒壊。一時は、障害者の就労場所が失われかけたが、平成30年度に基盤整備とハウスの再整備を実施し、営農を再開した。

取組の内容

- ◆ 0.33haの畑と0.1haの水田において、ホウレンソウ、コマツナ、カボチャ、タマネギ及びジャガイモ等を栽培。
- ◆ 農産物は減農薬又は有機栽培することで、高品質化とブランド化を図る。
- ◆ 台風と大雪で被災したが、平成30年度「農山漁村振興交付金」（農水省）を活用。基盤整備とハウス及び堆肥舎等を補修を実施。

取組の効果

- ◆ 障害者等の10名の就労の場を確保。
- ◆ 農作業を通じた営農指導を目指した訓練により、対象者6人のうち、4名の職場復帰（リ・ワーク）が実現。
- ◆ 基盤整備と施設の補修により、ハウス3棟が復旧したほか、経営面積が0.1ha増加。新規作物であるミズナの栽培にも挑戦できた。

大雪により倒壊したハウス



基盤整備を実施する



営農再開



コマツナの栽培



マルシェで販売



24